

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第30号

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（人事委員会規則で定める非常勤職員を除く。）</p> <p>ア その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、任命権者が同一である職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ (略)</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員が養育する子について、当該非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（人事委員会規則で定める非常勤職員を除く。）</p> <p>ア その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>イ (略)</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が<u>当該非常勤職員の養育す</u></p>

以下同じ。)が、当該子の1歳に達する日 (次号において「1歳到達日」という。)以前のいずれかの日において育児休業をしている場合(人事委員会規則で定める場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日又は人事委員会規則で定める日のいずれか早い日

- (2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員が、当該子の1歳到達日(前号の場合にあっては、前号に定める日。以下この号において同じ。)の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該非常勤職員又はその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について

る子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(人事委員会規則で定める場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日又は人事委員会規則で定める日のいずれか早い日

- (2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき(当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって人事委員会規則で定める場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について

育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合

(3) (略)

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(3) (略)

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子

- (1) 非常勤職員が養育する子について、当該非常勤職員又はその配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日において育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月に達する日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって人事委員会規則で定める場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては第2号に該当するとき)とする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
- (3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について人事委員会規則で定める計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) (略)

(7) 第2条の3第2号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4各号のいずれにも該当すること。

(8) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 第2条の3第2号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行の日から施行する。